

第23号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

1. 主な改正理由および内容

(1) マンション管理計画認定制度に係る手数料の新設

マンションの管理の適正化の推進に関する法律が改正され、地方公共団体はマンション管理適正化推進計画を作成し、マンションの管理計画を認定することが可能となった。区は、令和5年4月より品川区マンション管理適正化推進計画を施行し、管理計画認定制度を開始することに伴い、マンション管理組合が区にマンションの管理計画の認定を申請する際の手数料を新設する。

手数料の内容		手数料
申請手数料		29,000円
申請手数料（長期修繕計画が2件以上の場合、上記金額に加算）		16,000円
更新申請手数料		29,000円
更新申請手数料（長期修繕計画が2件以上の場合、上記金額に加算）		16,000円
変更申請手数料	管理組合の運営	4,800円
	管理規約	4,000円
	管理組合の経理	4,600円
	長期修繕計画	9,800円
	組合員名簿等	2,900円
	上記以外の事項	2,000円
変更申請手数料 （長期修繕計画が2件以上の場合、上記金額に加算）	管理組合の運営	2,600円
	管理規約	2,600円
	管理組合の経理	2,800円
	長期修繕計画	5,200円
	組合員名簿等	1,700円
	上記以外の事項	900円

※上記の手数料はマンション管理適正化推進センターが作成した適合証がない場合であり、当該適合証の提出があった場合の手数料は無料とする。

(2) マンション建替円滑化改正に伴う証明書の要件追加

マンション建替円滑化法の改正により、マンション敷地売却事業の要件に従来からの「耐震性不足」に加え、「耐火性不足」「外壁等剥落により危害が生じる恐れ」が追加された。これにより、税の軽減措置等を受けることができる証明書の対象マンションの要件が拡大されたことによる文言整理を行う。

改正内容	現行	改正案
マンション敷地売却事業の 対象拡充	(要除却認定マンション) ・耐震性不足	(特定 要除却認定マンション) ・耐震性不足 ・ 耐火性不足 ・ 外壁等剥落の恐れ

2. 新旧対照表

別紙のとおり。

3. 施行日

令和5年4月1日から施行する。

品川区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○品川区手数料条例 別表（第2条関係） （5） 都市環境部関係				○品川区手数料条例 別表（第2条関係） （5） 都市環境部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
56の2 マンションの 管理の適正化の推進 に関する法律（平成 12年法律第149号）第 5条の4の規定に基 づく管理計画の認定 の申請に対する審査	マンション管 理計画認定申 請手数料	申請に併せて、マ ンションの管理の 適正化の推進に関 する法律第91条の マンション管理適 正化推進センター （以下「マンショ ン管理適正化推進 センター」とい う。）が作成した 同法第5条の4各 号に掲げる基準 （都道府県等マン ション管理適正化 指針（同法第3条 の2第2項第4号 の都道府県等マン ション管理適正化 指針をいう。以下 同じ。）に関する 部分を除く。以下 同じ。）に適合し	認定申請の とき。				

改正後				改正前					
			<p>ていることを示す書類が提出されない場合であって、長期修繕計画の数が1であるときは29,000円、長期修繕計画の数が2以上であるときは29,000円に1を超える長期修繕計画の数に16,000円を乗じて得た額を加算した額</p>						
<p>56の2の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づく管理計画の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画認定更新申請手数料</p>	<p>申請に併せて、マンション管理適正化推進センターが作成したマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第2項において準用する同法第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出されない場合であって、長期修繕計画の数が1であ</p>	<p>更新申請のとき。</p>						

改正後				改正前					
			<p>るときは29,000円、長期修繕計画の数が2以上であるときは29,000円に1を超える長期修繕計画の数に16,000円を乗じて得た額を加算した額</p>						
<p>56の2の3 マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づく管理計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>マンション管理計画変更認定申請手数料</p>	<p>変更認定申請1件につき、次に掲げる変更に応じ、次に掲げる額を合算した額</p> <p>(1) 管理組合の運営に係る事項の変更 4,800円(変更する長期修繕計画(管理組合の運営に係る事項の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、4,800円に1を超える当該長期修繕計画の数に2,600円を乗</p>	<p>変更認定申請のとき。</p>						

改正後				改正前						
			<p><u>じて得た額を加算した額)</u></p> <p><u>(2) 管理規約の変更 4,000円</u> <u>(変更する長期修繕計画(管理規約の変更を伴うものに限る。))</u> <u>の数が2以上である場合は、</u> <u>4,000円に1を超える当該長期修繕計画の数に</u> <u>2,600円を乗じて得た額を加算した額)</u></p> <p><u>(3) 管理組合の経理に係る事項の変更 4,600円</u> <u>(変更する長期修繕計画(管理組合の経理に係る事項の変更を伴うものに限る。))</u> <u>の数が2以上である場合は、4,600円に1</u> <u>を超える当該長</u></p>							

改正後					改正前				
			<u>期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額)</u> <u>(4) 長期修繕計画の変更</u> <u>9,800円(変更する長期修繕計画の数が2以上である場合は、9,800円に1を超える当該長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額)</u> <u>(5) 組合員名簿または居住者名簿の変更</u> <u>2,900円(変更する長期修繕計画(組合員名簿または居住者名簿の変更を伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、2,900円に1を超える</u>						

改正後					改正前				
			<p><u>当該長期修繕計画の数に1,700円を乗じて得た額を加算した額)</u></p> <p><u>(6) (1)から(5)までに掲げる変更以外のもの 2,000円(変更する長期修繕計画((1)から(5)までに掲げる変更以外のものを伴うものに限る。)の数が2以上である場合は、2,000円に1を超える当該長期修繕計画の数に900円を乗じて得た額を加算した額)</u></p>						
<p><u>56の2の4</u> マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第2条第1項第6号に規定する施行マン</p>	<p>マンション建替事業施行建築物に関する証明書交付手数料</p>	<p>1通につき400円</p>	<p>交付申請のとき。</p>		<p><u>56の2</u> マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第2条第1項第6号に規定する施行マンショ</p>	<p>マンション建替事業施行建築物に関する証明書交付手数料</p>	<p>1通につき400円</p>	<p>交付申請のとき。</p>	

改正後					改正前				
マンションが、租税特別措置法施行令第20条の2第9項または第38条の4第19項に規定する建築物に該当することおよび同法第2条第1項第7号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であることの証明書の交付					ンが、租税特別措置法施行令第20条の2第9項または第38条の4第18項に規定する建築物に該当することおよび同法第2条第1項第7号に規定する施行再建マンションの延べ面積が当該施行マンションの延べ面積以上であることの証明書の交付				
56の3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第9号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第109条第1項に規定する決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第2条第1項第1号に規定するマンションが、租税特別措置法施行令第20条の2	マンション敷地売却事業施行マンションに関する証明書交付手数料	1 通につき400円	交付申請のとき。		56の3 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第9号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第109条第1項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地に新たに建築される同法第2条第1項第1号に規定するマンションが、租税特別措置法施行令第20条の2第	マンション敷地売却事業施行マンションに関する証明書交付手数料	1 通につき400円	交付申請のとき。	

改正後				改正前			
第11項または第38条の4第19項に規定するマンションに該当することの証明書の交付				10項または第38条の4第19項に規定するマンションに該当することの証明書の交付			
56の4 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第9号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第109条第1項に規定する決議 特定 要除却認定マンションを除却した後の土地において、新たに整備される施設が租税特別措置法施行規則第13条の3第5項第2号もしくは第3号または第21条の19第6項第2号もしくは第3号に規定する施設に該当することの証明書の交付	マンション敷地売却事業施行施設に関する証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。	56の4 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第9号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第109条第1項に規定する決議要除却認定マンションを除却した後の土地において、新たに整備される施設が租税特別措置法施行規則第13条の3第4項第2号もしくは第3号または第21条の19第5項第2号もしくは第3号に規定する施設に該当することの証明書の交付	マンション敷地売却事業施行施設に関する証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。
56の5 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第	決議 特定 要除却認定マンションに関する	1通につき400円	交付申請のとき。	56の5 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第	決議要除却認定マンションに関する証明	1通につき400円	交付申請のとき。

改正後				改正前			
1項第9号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第109条第1項に規定する決議特定要除却認定マンションが租税特別措置法第34条の2第2項第22号の2に規定する通行障害既存耐震不適格建築物であることおよび当該決議特定要除却認定マンションを除却した後の土地において新たにマンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第1号に規定するマンションが建築されることの証明書の交付	証明書交付手数料			1項第9号に規定するマンション敷地売却事業に係る同法第109条第1項に規定する決議要除却認定マンションが租税特別措置法第34条の2第2項第22号の2に規定する通行障害既存耐震不適格建築物であることおよび当該決議要除却認定マンションを除却した後の土地において新たにマンションの建替え等の円滑化に関する法律第2条第1項第1号に規定するマンションが建築されることの証明書の交付	書交付手数料		
56の6 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第5条第1項に規定する組合が同法第15条第1項または第64条第1項もしくは第3項の規	マンション建替事業に係る区分所有権または敷地利用権の取得の登記に関する証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。	56の6 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第5条第1項に規定する組合が同法第15条第1項または第64条第1項もしくは第3項の規	マンション建替事業に係る区分所有権または敷地利用権の取得の登記に関する証明書交付手数料	1通につき400円	交付申請のとき。

改正後					改正前				
定により取得する同 法第2条第1項第6 号に規定する施行マ ンションの同項第14 号に規定する区分所 有権または同項第19 号に規定する敷地利 用権の取得の登記が 租税特別措置法第76 条第1項に規定する マンション建替事業 に伴い受けるもので あること、当該マン ション建替事業に係 る租税特別措置法施 行令第42条の3第1 項に規定する施行再 建マンションの住戸 の規模および構造が 同項の基準に適合す るものであることな らびに租税特別措置 法施行規則（昭和32 年大蔵省令第15号） 第28条第1項第2号 に定める事項に関す る証明書の交付	料				定により取得する同 法第2条第1項第6 号に規定する施行マ ンションの同項第11 号に規定する区分所 有権または同項第16 号に規定する敷地利 用権の取得の登記が 租税特別措置法第76 条第1項に規定する マンション建替事業 に伴い受けるもので あること、当該マン ション建替事業に係 る租税特別措置法施 行令第42条の3第1 項に規定する施行再 建マンションの住戸 の規模および構造が 同項の基準に適合す るものであることな らびに租税特別措置 法施行規則（昭和32 年大蔵省令第15号） 第28条第1項第2号 に定める事項に関す る証明書の交付	料			
56の11 マンションの	マンション敷	1通につき400円	交付申請の		56の11 マンションの	マンション敷	1通につき400円	交付申請の	

改正後				改正前			
建替え等の円滑化に関する法律第116条に規定する組合が同法第124条第1項の規定により取得する同法第2条第1項第10号に規定する売却マンションの同項 <u>第14号</u> に規定する区分所有権または同項 <u>第19号</u> に規定する敷地利用権の取得の登記が租税特別措置法第76条第2項に規定するマンション敷地売却事業に伴い受けるものであることの証明書の交付	地売却事業に係る区分所有権または敷地利用権の取得の登記に関する証明書交付手数料		とき。	建替え等の円滑化に関する法律第116条に規定する組合が同法第124条第1項の規定により取得する同法第2条第1項第10号に規定する売却マンションの同項 <u>第11号</u> に規定する区分所有権または同項 <u>第16号</u> に規定する敷地利用権の取得の登記が租税特別措置法第76条第2項に規定するマンション敷地売却事業に伴い受けるものであることの証明書の交付	地売却事業に係る区分所有権または敷地利用権の取得の登記に関する証明書交付手数料		とき。
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>							

第23号議案

品川区手数料条例の一部を改正する条例

1. 改正理由

「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」（以下「省エネ基準省令」という。）および「建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準」（以下「低炭素基準告示」という。）が令和4年8月16日および11月7日に一部改正されたことに伴い、品川区手数料条例の改正を行う必要があるため。

2. 改正内容〔別紙1〕

- (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定および低炭素建築物等新築計画認定に係る申請単位の変更
ZEH・ZEBの取組と整合させる観点から、住戸ごとの認定を廃止。
- (2) 省エネ性能の簡易な評価方法の新設
ZEH等の省エネ性能を有する建築物の一層の普及を図る観点から、従来の計算方法（標準計算）に加え、より簡便に設計および審査が可能になる評価方法（仕様ルート）を新設。

3. 改正する手数料〔別紙2〕

- (1) 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
別表60の2の2（P.1～28）
- (2) 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料
別表60の3（P.28～53）
- (3) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料
別表60の4（P.53～74）
- (4) 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料
別表60の5（P.74～93）
- (5) 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料
別表60の6（P.93～111）

4. 施行期日

令和5年4月1日

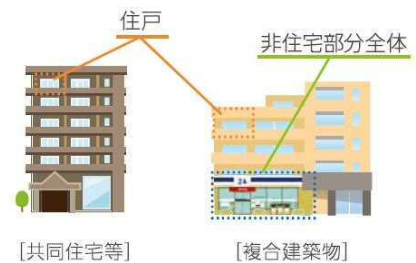
省エネ基準省令および低炭素基準告示の改正内容(手数料見直しに係るもの)

(1) 建築物のエネルギー消費性能向上計画認定および低炭素建築物新築等計画認定に係る申請単位の変更

		改正前		改正後		
		性能向上計画認定	低炭素認定	性能向上計画認定	低炭素認定	
建築物全体	一戸建て住宅	○	○	○	○	
	共同住宅等(住棟)	○	○	○	○	
	非住宅	○	○	○	○	
	複合建築物	複合建築物全体	○	○	○	○
		非住宅全体	○	—	○	○(新設)
住宅全体	—	—	○(新設)	○(新設)		
住戸のみ	共同住宅等の住戸	○	○	—(廃止)	—(廃止)	

改正前

- 共同住宅等においては、住戸ごとの認定申請が**可能**
- 複合建築物においては、性能向上計画認定:住宅全体
低炭素認定:非住宅全体・住宅全体での認定申請が**不可**



※申請イメージ(性能向上計画認定)

改正後

- 共同住宅等においては、住戸ごとの認定申請を**廃止**
- 複合建築物においては、性能向上計画認定:住宅全体
低炭素認定:非住宅全体・住宅全体での認定申請を**新設**



※申請イメージ(性能向上計画認定)

(2) 省エネ性能の簡易な評価方法の新設

評価方法	標準計算	簡易な評価方法	
		仕様ルート	
特徴	パソコン等を用いて行う精緻に性能を評価	住戸の各部位・設備の仕様から基準への適否を判断	
外皮性能	部位毎の面積・長さ	計算しない	
	部位毎の外皮性能	外壁等の熱伝導率等より外皮性能を計算	仕様基準への適合確認
一次エネ性能	設備毎の性能・仕様	設置する各設備の性能・仕様を入力	仕様基準への適合確認
	太陽光発電設備等	設備の性能・仕様を入力可能	考慮できない

●認定基準がZEH等の省エネ性能水準に引き上げられたことに伴い、標準計算によらず簡易的に適合確認が可能となる**仕様ルート**が**新設**される。

・仕様ルートのイメージ(品川区内で建築する場合)

高効率エアコン
LED照明
断熱材厚さ 105mm以上
高性能グラスウール 16K
躯体の高断熱化
高効率給湯機 + 省エネ対策
・ガス潜熱回収型給湯機
・節湯水栓
・高断熱浴槽

品川区手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○品川区手数料条例 平成12年3月28日条例第5号				○品川区手数料条例 平成12年3月28日条例第5号			
別表（第2条関係） （5）都市環境部関係				別表（第2条関係） （5）都市環境部関係			
事務	名称	金額	徴収時期	事務	名称	金額	徴収時期
60の2の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とし、認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる	認定申請のとき。	60の2の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（ <u>共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）の一の建築物の申請の場合の</u> 手数料の額は、 <u>第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号エもしくはオもしくはは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは</u>	認定申請のとき。

改正後				改正前			
			額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額				は第2号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額) とし、 <u>共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額)</u> とし、認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に

改正後					改正前				
			<p>(1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。</p> <p>4,700円</p>				<p>掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)</p> <p>(1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。</p> <p>4,700円</p> <p><u>イ 共同住宅等のうち一の住戸ごとの申請</u></p>		

改正後					改正前					
								<u>のとき。</u> <u>(ア) 申請する戸数が1のもの</u> <u>4,700円</u> <u>(イ) 同時に申請する戸数が2以上5以下のもの</u> <u>9,400円</u> <u>(ウ) 同時に申請する戸数が6以上10以下のもの</u> <u>16,000円</u> <u>(エ) 同時に申請する戸数が11以上25以下のもの</u> <u>27,000円</u> <u>(オ) 同時に申請する戸数が26以上50以下のもの</u> <u>45,000円</u>		

改正後				改正前			
			<p>同じ。)のうち住戸の部分 (人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 1棟の総戸数が1のもの 4,700円</p> <p>(イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 9,400円</p> <p>(ウ) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 16,000円</p> <p>(エ) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 27,000円</p> <p>(オ) 1棟の総戸数が26</p>				<p>る。以下同じ。)に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 1棟の総戸数が1のもの 4,700円</p> <p>(イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 9,400円</p> <p>(ウ) 1棟の総戸数が6以上10以下のもの 16,000円</p> <p>(エ) 1棟の総戸数が11以上25以下のもの 27,000円</p> <p>(オ) 1棟の総戸数が26</p>

改正後				改正前			
			<p>以上50以下 のもの 45,000円 (カ) 1棟の 総戸数が51 以上100以 下のもの 82,000円 (キ) 1棟の 総戸数が 101以上200 以下のもの 131,000円 (ク) 1棟の 総戸数が 201以上300 以下のもの 170,000円 (ケ) 1棟の 総戸数が 301以上の もの 185,000円 <u>ウ</u> 共同住宅等 のうち<u>共用部</u> <u>分</u> (住宅の用 途に供する共 用廊下、共用 階段その他の</p>				<p>以上50以下 のもの 45,000円 (カ) 1棟の 総戸数が51 以上100以 下のもの 82,000円 (キ) 1棟の 総戸数が 101以上200 以下のもの 131,000円 (ク) 1棟の 総戸数が 201以上300 以下のもの 170,000円 (ケ) 1棟の 総戸数が 301以上の もの 185,000円 <u>エ</u> 共同住宅等 のうち<u>一の建</u> <u>築物の共用廊</u> <u>下等の部分</u> (住宅の用途 に供する共用</p>

改正後				改正前			
			<p>共用部分をいう。以下同じ。)に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000</p>				<p>廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。)に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000</p>

改正後				改正前			
			平方メートル以内のもの の 26,000 円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの の 80,000 円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 126,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを				平方メートル以内のもの の 26,000 円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの の 80,000 円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 126,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを

改正後				改正前			
			<p>超え、 25,000平方メートル以内のもの 160,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p><u>エ</u> 共同住宅等のうち住宅でない部分（住戸の部分および<u>共用部分</u>以外の部分をいう。以下同じ。）に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>				<p>超え、 25,000平方メートル以内のもの 160,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p> <p><u>オ</u> 共同住宅等のうち<u>一の建築物</u>の住宅でない部分（住戸の部分および<u>共用廊下等の部分</u>以外の部分をいう。以下同じ。）に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>

改正後					改正前				
			9,300円					9,300円	
			(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの					(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	
			16,000円					16,000円	
			(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの					(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	
			26,000円					26,000円	
			(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの					(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	

改正後				改正前			
			<p>の 80,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p>				<p>の 80,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 200,000円</p>

改正後				改正前			
			<p>ホ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>(エ) 建築物</p>				<p>カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 9,300円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 16,000円</p> <p>(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 26,000円</p> <p>(エ) 建築物</p>

改正後				改正前			
			<p>の延べ面積 が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>(オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>(カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(キ) 建築物 の延べ面積 が25,000平方</p>				<p>の延べ面積 が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 80,000円</p> <p>(オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 126,000円</p> <p>(カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの 160,000円</p> <p>(キ) 建築物 の延べ面積 が25,000平方</p>

改正後				改正前			
			<p>方メートル を超えるもの 200,000円 (2) 第1号の場合 合以外の場合 ア 一戸建ての 住宅のとき。 <u>(ア) 誘導仕 様基準(住 宅部分の外 壁、窓等を 通しての熱 の損失の防 止に関する 誘導基準及 び一次エネ ルギー消費 量に関する 誘導基準 (令和4年 国土交通省 告示第1106 号)をいう。 以下同じ。) によるもの 21,000円</u> <u>(イ) 誘導 仕様基準以</u></p>				<p>方メートル を超えるもの 200,000円 (2) 第1号の場合 合以外の場合 <u>ア 一戸建ての 住宅のとき。 35,000円</u></p>

改正後				改正前			
			<u>外によるもの</u> <u>35,000円</u> <u>イ 共同住宅等</u> <u>のうち住戸の</u> <u>部分に係る申</u> <u>請のとき。</u> <u>(ア) 誘導仕</u> <u>様基準によ</u> <u>るもの</u> <u>a 1棟の総</u> <u>戸数が1の</u> <u>もの</u> <u>21,000円</u> <u>b 1棟の総</u> <u>戸数が2以</u> <u>上5以下の</u> <u>もの</u> <u>39,000円</u> <u>c 1棟の総</u> <u>戸数が6以</u> <u>上10以下の</u> <u>もの</u> <u>56,000円</u> <u>d 1棟の総</u> <u>戸数が11以</u> <u>上25以下の</u> <u>もの</u> <u>80,000円</u>				<u>イ 共同住宅等</u> <u>のうち一の住</u> <u>戸ごとの申請</u> <u>のとき。</u> <u>(ア) 申請す</u> <u>る戸数が1</u> <u>のもの</u> <u>35,000円</u> <u>(イ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が2以上</u> <u>5以下のも</u> <u>の 69,000</u> <u>円</u> <u>(ウ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が6以上</u> <u>10以下のも</u> <u>の 97,000</u> <u>円</u> <u>(エ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が11以上</u> <u>25以下のも</u> <u>の</u> <u>137,000円</u>

改正後				改正前			
		<u>e 1棟の総</u> <u>戸数が26以</u> <u>上50以下の</u> <u>もの</u> <u>120,000円</u>				<u>(オ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が26以上</u> <u>50以下のも</u> <u>の</u> <u>197,000円</u>	
		<u>f 1棟の総</u> <u>戸数が51以</u> <u>上100以下</u> <u>のもの</u> <u>182,000円</u>				<u>(カ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が51以上</u> <u>100以下の</u> <u>もの</u> <u>283,000円</u>	
		<u>g 1棟の総</u> <u>戸数が101</u> <u>以上200以</u> <u>下のもの</u> <u>261,000円</u>				<u>(キ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が101以</u> <u>上200以下</u> <u>のもの</u> <u>385,000円</u>	
		<u>h 1棟の総</u> <u>戸数が201</u> <u>以上300以</u> <u>下のもの</u> <u>340,000円</u>				<u>(ク) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が201以</u> <u>上300以下</u> <u>のもの</u> <u>508,000円</u>	
		<u>i 1棟の総</u> <u>戸数が301</u> <u>以上のもの</u> <u>390,000円</u>				<u>(ケ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が301以</u> <u>上のもの</u> <u>600,000円</u>	
		<u>(イ) 誘導仕</u> <u>様基準以外</u> <u>によるもの</u> <u>a 1棟の総</u> <u>戸数が1の</u>					

改正後				改正前			
			<u>もの</u> <u>35,000円</u> <u>b 1棟の総</u> <u>戸数が2以</u> <u>上5以下の</u> <u>もの</u> <u>69,000円</u> <u>c 1棟の総</u> <u>戸数が6以</u> <u>上10以下の</u> <u>もの</u> <u>97,000円</u> <u>d 1棟の総</u> <u>戸数が11以</u> <u>上25以下の</u> <u>もの</u> <u>137,000円</u> <u>e 1棟の総</u> <u>戸数が26以</u> <u>上50以下の</u> <u>もの</u> <u>197,000円</u> <u>f 1棟の総</u> <u>戸数が51以</u> <u>上100以下</u> <u>のもの</u> <u>283,000円</u> <u>g 1棟の総</u> <u>戸数が101</u>				

改正後				改正前			
			<u>以上200以</u> <u>下のもの</u> <u>385,000円</u> <u>h 1棟の総</u> <u>戸数が201</u> <u>以上300以</u> <u>下のもの</u> <u>508,000円</u> <u>i 1棟の総</u> <u>戸数が301</u> <u>以上のもの</u> <u>600,000円</u>				<u>ウ 共同住宅等</u> <u>のうち一の建</u> <u>築物の住戸の</u> <u>部分に係る申</u> <u>請のとき。</u> <u>(ア) 1棟の</u> <u>総戸数が1</u> <u>のもの</u> <u>35,000円</u> <u>(イ) 1棟の</u> <u>総戸数が2</u> <u>以上5以下</u> <u>のもの</u> <u>69,000円</u> <u>(ウ) 1棟の</u> <u>総戸数が6</u> <u>以上10以下</u>

改正後					改正前				
								<u>のもの</u>	
								<u>97,000円</u>	
								<u>(エ) 1棟の</u>	
								<u>総戸数が11</u>	
								<u>以上25以下</u>	
								<u>のもの</u>	
								<u>137,000円</u>	
								<u>(オ) 1棟の</u>	
								<u>総戸数が26</u>	
								<u>以上50以下</u>	
								<u>のもの</u>	
								<u>197,000円</u>	
								<u>(カ) 1棟の</u>	
								<u>総戸数が51</u>	
								<u>以上100以</u>	
								<u>下のもの</u>	
								<u>283,000円</u>	
								<u>(キ) 1棟の</u>	
								<u>総戸数が</u>	
								<u>101以上200</u>	
								<u>以下のもの</u>	
								<u>385,000円</u>	
								<u>(ク) 1棟の</u>	
								<u>総戸数が</u>	
								<u>201以上300</u>	
								<u>以下のもの</u>	
								<u>508,000円</u>	
								<u>(ケ) 1棟の</u>	
								<u>総戸数が</u>	

改正後				改正前			
			<p><u>立</u> 共同住宅等のうち<u>共用部分</u>に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 138,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方</p>				<p><u>301以上のもの</u> <u>600,000円</u></p> <p><u>エ</u> 共同住宅等のうち<u>一の建築物の共用廊下等の部分</u>に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 109,000円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 138,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が</p>

改正後				改正前			
			<p>メートルを 超え、2,000 平方メー トル以内のも の 180,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内のも の 280,000円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 359,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が</p>				<p>1,000平方 メートルを 超え、2,000 平方メー トル以内のも の 180,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内のも の 280,000円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 359,000円 (カ) 当該部 分の床面積</p>

改正後				改正前			
			<p>10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円</p> <p>エ 共同住宅等のうち住宅でない部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円 (イ) 当該部分の床面積</p>				<p>の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 500,000円</p> <p>オ 共同住宅等のうち一の建築物の住宅でない部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの 242,000円 (イ) 当該部</p>

改正後				改正前			
			<p>の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メート ル以内のも の 300,000円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを 超え、2,000 平方メート ル以内のも の 384,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の 546,000円 (オ) 当該部</p>				<p>分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メート ル以内のも の 300,000円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを 超え、2,000 平方メート ル以内のも の 384,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メート ル以内のも の 546,000円</p>

改正後				改正前			
			分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 670,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 789,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 900,000円 <u>オ</u> 一戸建ての 住宅および共 同住宅等以外				(オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 670,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートルを 超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 789,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートルを 超えるもの 900,000円 <u>カ</u> 一戸建ての 住宅および共

改正後				改正前			
			<p>の建築物</p> <p>(ア) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートル以 内のもの 242,000円</p> <p>(イ) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内の もの 300,000円</p> <p>(ウ) 建築物 の延べ面積 が1,000平 方メートル を超え、 2,000平方 メートル以 内のもの 384,000円</p> <p>(エ) 建築物 の延べ面積 が2,000平 方メートル</p>				<p>同住宅等以外 の建築物</p> <p>(ア) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートル以 内のもの 242,000円</p> <p>(イ) 建築物 の延べ面積 が300平方 メートルを 超え、1,000 平方メー トル以内の もの 300,000円</p> <p>(ウ) 建築物 の延べ面積 が1,000平 方メートル を超え、 2,000平方 メートル以 内のもの 384,000円</p> <p>(エ) 建築物 の延べ面積 が2,000平</p>

改正後				改正前			
			<p>を超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 546,000円 (オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平 方メートル を超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 670,000円 (カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平 方メートル を超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 789,000円 (キ) 建築物 の延べ面積 が25,000平 方メートル を超えるも の</p>				<p>方メートル を超え、 5,000平方 メートル以 内のもの 546,000円 (オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平 方メートル を超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 670,000円 (カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平 方メートル を超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 789,000円 (キ) 建築物 の延べ面積 が25,000平 方メートル を超えるも</p>

改正後				改正前			
		900,000円				の 900,000円	
60の3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とし、変更認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれ	変更認定申請のとき。	60の3 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 <u>（共同住宅等の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、第1号ウ、エおよびオまたは第2号ウ、エおよびオに掲げる額の合計額（第1号エもしくはオもしくは第2号エもしくはオに規定する部分が存在しない場合または第1号エもしくは第2号エに規定する部分を除く場合は、当該部分に係る手数料の額を除いた額）とし、共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の額は、一の建築物の申請の場合により算出した</u>	変更認定申請のとき。

改正後			改正前		
		<p>る場合においては当該昇降機 1 基について 2 の項または 3 の項に掲げる額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額</p>			<p>額) とし、変更認定申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について 1 の項に掲げる額 (認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに 1 の 2 の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第 87 条の 4 に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機 1 基について 2 の項または 3 の項に掲げる</p>

改正後					改正前				
			<p>(1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。</p> <p>3,300円</p>				<p>額の手数料を加えた額) の手数料を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて区長が指定する者が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅のとき。</p> <p>3,300円</p> <p><u>イ 共同住宅等</u> <u>のうち一の住戸ごとの申請</u> <u>のとき。</u> <u>(ア) 申請する戸数が1</u> <u>のもの</u> <u>3,300円</u> <u>(イ) 同時に</u> <u>申請する戸数が2以上</u> <u>5以下のも</u></p>		

改正後					改正前				
							<u>の 6,600</u> <u>円</u> <u>(ウ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が6以上</u> <u>10以下のも</u> <u>の 11,000</u> <u>円</u> <u>(エ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が11以上</u> <u>25以下のも</u> <u>の 19,000</u> <u>円</u> <u>(オ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が26以上</u> <u>50以下のも</u> <u>の 32,000</u> <u>円</u> <u>(カ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が51以上</u> <u>100以下の</u> <u>もの</u> <u>58,000円</u> <u>(キ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が101以</u>		

改正後					改正前				
			<p><u>イ</u> 共同住宅等のうち住戸の部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 1棟の総戸数が1のもの 3,300円</p> <p>(イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 6,600円</p> <p>(ウ) 1棟の</p>				<p><u>上200以下 のもの 93,000円</u></p> <p><u>(ク) 同時に 申請する戸 数が201以 上300以下 のもの 122,000円</u></p> <p><u>(ケ) 同時に 申請する戸 数が301以 上のもの 134,000円</u></p> <p><u>ウ</u> 共同住宅等のうち<u>一の建 築物</u>の住戸の部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 1棟の総戸数が1のもの 3,300円</p> <p>(イ) 1棟の総戸数が2以上5以下のもの 6,600円</p> <p>(ウ) 1棟の</p>		

改正後				改正前			
			総戸数が6 以上10以下 のもの 11,000円 (エ) 1棟の 総戸数が11 以上25以下 のもの 19,000円 (オ) 1棟の 総戸数が26 以上50以下 のもの 32,000円 (カ) 1棟の 総戸数が51 以上100以 下のもの 58,000円 (キ) 1棟の 総戸数が 101以上200 以下のもの 93,000円 (ク) 1棟の 総戸数が 201以上300 以下のもの 122,000円				総戸数が6 以上10以下 のもの 11,000円 (エ) 1棟の 総戸数が11 以上25以下 のもの 19,000円 (オ) 1棟の 総戸数が26 以上50以下 のもの 32,000円 (カ) 1棟の 総戸数が51 以上100以 下のもの 58,000円 (キ) 1棟の 総戸数が 101以上200 以下のもの 93,000円 (ク) 1棟の 総戸数が 201以上300 以下のもの 122,000円

改正後			改正前		
		<p>(ケ) 1棟の 総戸数が 301以上の もの 134,000円</p> <p><u>ウ</u> 共同住宅等 のうち<u>共用部</u> <u>分</u>に係る申請 のとき。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 6,500円</p> <p>(イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メー トル以内のも の 11,000 円</p> <p>(ウ) 当該部</p>			<p>(ケ) 1棟の 総戸数が 301以上の もの 134,000円</p> <p><u>エ</u> 共同住宅等 のうち<u>一の建</u> <u>築物の共用廊</u> <u>下等の部分</u>に 係る申請の とき。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 6,500円</p> <p>(イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メー トル以内のも の 11,000 円</p> <p>(ウ) 当該部</p>

改正後				改正前			
			分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを 超え、2,000 平方メー トル以内のも の 18,000 円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内のも の 56,000 円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 88,000円				分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを 超え、2,000 平方メー トル以内のも の 18,000 円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内のも の 56,000 円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 88,000円

改正後				改正前			
			<p>(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円</p> <p>(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円</p> <p><u>エ</u> 共同住宅等のうち住宅でない部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>				<p>(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円</p> <p>(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円</p> <p><u>オ</u> 共同住宅等のうち<u>一の建築物</u>の住宅でない部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの</p>

改正後					改正前				
			6,500円					6,500円	
			(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの					(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	
			11,000円					11,000円	
			(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの					(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	
			18,000円					18,000円	
			(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの					(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	

改正後				改正前			
			<p>の 56,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円</p> <p>(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円</p>				<p>の 56,000円</p> <p>(オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 88,000円</p> <p>(カ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円</p> <p>(キ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円</p>

改正後				改正前			
			<p>ホ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 6,500円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>(エ) 建築物</p>				<p>カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物</p> <p>(ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 6,500円</p> <p>(イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 18,000円</p> <p>(エ) 建築物</p>

改正後				改正前			
			<p>の延べ面積 が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 56,000円</p> <p>(オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 88,000円</p> <p>(カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの 112,000円</p> <p>(キ) 建築物 の延べ面積 が25,000平方</p>				<p>の延べ面積 が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 56,000円</p> <p>(オ) 建築物 の延べ面積 が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 88,000円</p> <p>(カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの 112,000円</p> <p>(キ) 建築物 の延べ面積 が25,000平方</p>

改正後			改正前		
		<p>方メートル を超えるもの 140,000円</p> <p>(2) 第1号の場合 合以外の場合</p> <p>ア 一戸建て の住宅のとき。</p> <p><u>(ア) 誘導仕 様基準によ るもの 15,000円</u></p> <p><u>(イ) 誘導 仕様基準以 外によるもの 18,000円</u></p> <p><u>イ 共同住宅 等のうち住 戸の部分に 係る申請の とき。</u></p> <p><u>(ア) 誘導仕 様基準によ るもの</u></p> <p><u>a 1棟の総 戸数が1の もの</u></p>			<p>方メートル を超えるもの 140,000円</p> <p>(2) 第1号の場合 合以外の場合</p> <p><u>ア 一戸建ての 住宅のとき。 18,000円</u></p> <p><u>イ 共同住宅等 のうち一の住 戸ごとの申請 のとき。</u></p> <p><u>(ア) 申請す る戸数が1 のもの 18,000円</u></p> <p><u>(イ) 同時に 申請する戸</u></p>

改正後				改正前			
			<u>15,000円</u>				<u>数が2以上</u>
			<u>b 1棟の総</u>				<u>5以下のも</u>
			<u>戸数が2以</u>				<u>の 37,000</u>
			<u>上5以下の</u>				<u>円</u>
			<u>もの</u>				<u>(ウ) 同時に</u>
			<u>27,000円</u>				<u>申請する戸</u>
			<u>c 1棟の総</u>				<u>数が6以上</u>
			<u>戸数が6以</u>				<u>10以下のも</u>
			<u>上10以下の</u>				<u>の 52,000</u>
			<u>もの</u>				<u>円</u>
			<u>40,000円</u>				<u>(エ) 同時に</u>
			<u>d 1棟の総</u>				<u>申請する戸</u>
			<u>戸数が11以</u>				<u>数が11以上</u>
			<u>上25以下の</u>				<u>25以下のも</u>
			<u>もの</u>				<u>の 74,000</u>
			<u>56,000円</u>				<u>円</u>
			<u>e 1棟の総</u>				<u>(オ) 同時に</u>
			<u>戸数が26以</u>				<u>申請する戸</u>
			<u>上50以下の</u>				<u>数が26以上</u>
			<u>もの</u>				<u>50以下のも</u>
			<u>85,000円</u>				<u>の</u>
			<u>f 1棟の総</u>				<u>108,000円</u>
			<u>戸数が51以</u>				<u>(カ) 同時に</u>
			<u>上100以下</u>				<u>申請する戸</u>
			<u>のもの</u>				<u>数が51以上</u>
			<u>128,000円</u>				<u>100以下の</u>
			<u>g 1棟の総</u>				<u>もの</u>
			<u>戸数が101</u>				<u>159,000円</u>
			<u>以上200以</u>				<u>(キ) 同時に</u>

改正後				改正前			
			<u>下のもの</u> <u>184,000円</u> <u>h 1棟の総</u> <u>戸数が201</u> <u>以上300以</u> <u>下のもの</u> <u>241,000円</u> <u>i 1棟の総</u> <u>戸数が301</u> <u>以上のもの</u> <u>278,000円</u> <u>(イ) 誘導仕</u> <u>様基準以外</u> <u>によるもの</u> <u>a 1棟の総</u> <u>戸数が1の</u> <u>もの</u> <u>18,000円</u> <u>b 1棟の総</u> <u>戸数が2以</u> <u>上5以下の</u> <u>もの</u> <u>37,000円</u> <u>c 1棟の総</u> <u>戸数が6以</u> <u>上10以下の</u> <u>もの</u> <u>52,000円</u> <u>d 1棟の総</u>				<u>申請する戸</u> <u>数が101以</u> <u>上200以下</u> <u>のもの</u> <u>221,000円</u> <u>(ク) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が201以</u> <u>上300以下</u> <u>のもの</u> <u>291,000円</u> <u>(ケ) 同時に</u> <u>申請する戸</u> <u>数が301以</u> <u>上のもの</u> <u>342,000円</u>

改正後				改正前			
			<u>戸数が11以上25以下のもの</u> <u>74,000円</u> <u>e 1棟の総</u>				
			<u>戸数が26以上50以下のもの</u> <u>108,000円</u> <u>f 1棟の総</u>				
			<u>戸数が51以上100以下のもの</u> <u>159,000円</u> <u>g 1棟の総</u>				
			<u>戸数が101以上200以下のもの</u> <u>221,000円</u> <u>h 1棟の総</u>				
			<u>戸数が201以上300以下のもの</u> <u>291,000円</u> <u>i 1棟の総</u>				
			<u>戸数が301以上のもの</u> <u>342,000円</u>				
							<u>ウ 共同住宅等</u>

改正後					改正前					
								<u>のうちの建</u> <u>築物の住戸の</u> <u>部分に係る申</u> <u>請のとき。</u> <u>(ア) 1棟の</u> <u>総戸数が1</u> <u>のもの</u> <u>18,000円</u> <u>(イ) 1棟の</u> <u>総戸数が2</u> <u>以上5以下</u> <u>のもの</u> <u>37,000円</u> <u>(ウ) 1棟の</u> <u>総戸数が6</u> <u>以上10以下</u> <u>のもの</u> <u>52,000円</u> <u>(エ) 1棟の</u> <u>総戸数が11</u> <u>以上25以下</u> <u>のもの</u> <u>74,000円</u> <u>(オ) 1棟の</u> <u>総戸数が26</u> <u>以上50以下</u> <u>のもの</u> <u>108,000円</u> <u>(カ) 1棟の</u>		

改正後					改正前				
			<p><u>立</u> 共同住宅等のうち<u>共用部分</u>に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メ</p>				<p><u>総戸数が51以上100以下のもの</u> 159,000円 (キ) 1棟の<u>総戸数が101以上200以下のもの</u> 221,000円 (ク) 1棟の<u>総戸数が201以上300以下のもの</u> 291,000円 (ケ) 1棟の<u>総戸数が301以上のもの</u> 342,000円</p> <p><u>エ</u> 共同住宅等のうち<u>一の建築物の共用廊下等の部分</u>に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メ</p>		

改正後				改正前			
			一ト以内 のもの 57,000円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メート ル以内のも の 72,000 円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを 超え、2,000 平方メート ル以内のも の 96,000 円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000				一ト以内 のもの 57,000円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メート ル以内のも の 72,000 円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方 メートルを 超え、2,000 平方メート ル以内のも の 96,000 円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000

改正後				改正前			
			平方メートル以内のもの 156,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 205,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの 247,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを				平方メートル以内のもの 156,000円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 205,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの 247,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを

改正後				改正前			
			<p>超えるもの 290,000円</p> <p><u>エ</u> 共同住宅等 のうち住宅で ない部分に係 る申請のと き。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 123,000円</p> <p>(イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メー トル以内のも の 154,000円</p> <p>(ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方</p>				<p>超えるもの 290,000円</p> <p><u>オ</u> 共同住宅等 のうち<u>一の建 築物の</u>住宅で ない部分に係 る申請のと き。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以内 のもの 123,000円</p> <p>(イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートルを超 え、1,000 平方メー トル以内のも の 154,000円</p> <p>(ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 1,000平方</p>

改正後				改正前			
			<p>メートルを 超え、2,000 平方メー トル以内のも の 198,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内のも の 290,000円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 361,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が</p>				<p>メートルを 超え、2,000 平方メー トル以内のも の 198,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートルを 超え、5,000 平方メー トル以内のも の 290,000円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートルを 超え、 10,000平方 メートル以 内のもの 361,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が</p>

改正後				改正前			
			<p>10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの 427,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 491,000円</p> <p>オ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物 (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 123,000円 (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000</p>				<p>10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの 427,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートルを超えるもの 491,000円</p> <p>カ 一戸建ての住宅および共同住宅等以外の建築物 (ア) 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの 123,000円 (イ) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000</p>

改正後				改正前			
			平方メートル以内のもの 154,000円 (ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円 (エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円 (オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以				平方メートル以内のもの 154,000円 (ウ) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円 (エ) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円 (オ) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以

改正後				改正前			
		<p>内のもの 361,000円 (カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平 方メートル を超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 427,000円 (キ) 建築物 の延べ面積 が25,000平 方メートル を超えるも の 491,000円</p>				<p>内のもの 361,000円 (カ) 建築物 の延べ面積 が10,000平 方メートル を超え、 25,000平方 メートル以 内のもの 427,000円 (キ) 建築物 の延べ面積 が25,000平 方メートル を超えるも の 491,000円</p>	
60の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とし、建築物のエネ	認定申請のとき。	60の4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（ <u>一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額</u> （共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面	認定申請のとき。

改正後				改正前			
			<p>ルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の手数料の額は、当該申請建築物における一の建築物の手数料の額および他の建築物における一の建築物の手数料の額を合算した額)とし、認定申請に併せて同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特</p>				<p>積を除いた床面積により算出した額) <u>および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した</u></p>

改正後				改正前			
			<p>定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額</p>				<p>額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（同項に規定する自他供給型熱源機器等をいう。）を設ける場合の手数料の額は、当該申請建築物における一の建築物の手数料の額および他の建築物における一の建築物の手数料の額を合算した額)とし、認定申請に併せて同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額（認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる</p>

改正後					改正前				
			<p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p>				<p>場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相当する額を加えた額</p>		
							<p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p>		

改正後				改正前			
		ア 一戸建て住宅のとき。 5,100円				ア 一戸建て住宅のとき。 5,100円 <u>イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。</u> <u>(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> <u>9,700円</u> <u>(イ) 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>21,000円</u> <u>(ウ) 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以</u>	

改正後					改正前					
			<p><u>イ</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上</p>					<p><u>上5,000平方メートル未満のもの 46,000円</u></p> <p><u>(エ) 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円</u></p>		
								<p><u>ウ</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち<u>一の建築物</u>の住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上</p>		

改正後				改正前			
		2,000平方 メートル未 満のもの 21,000円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 46,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 81,000円 <u>ウ</u> 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち非住 宅部分に係る 申請のとき。 (ア) 当該部 分の床面積 の合計が				2,000平方 メートル未 満のもの 21,000円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 46,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 81,000円 <u>エ</u> 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち <u>一の</u> <u>建築物の</u> 非住 宅部分に係る 申請のとき。 (ア) 当該部 分の床面積 の合計が	

改正後					改正前					
			300平方メートル未満のもの 9,700円 (イ) 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 16,700円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 27,100円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル					300平方メートル未満のもの 9,700円 (イ) 当該部分の床面積の合計が 300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 16,700円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 27,100円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル		

改正後				改正前			
			未満のもの 80,400円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 201,000円 (2) 第1号以外の場合				未満のもの 80,400円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 128,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 201,000円 (2) 第1号以外の場合

改正後			改正前		
		<p>ア 一戸建て住宅のとき。</p> <p><u>(ア) 誘導仕様基準によるもの</u></p> <p><u>a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>の 20,000円</p> <p><u>b 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> 22,000円</p> <p><u>(イ) 誘導仕様基準以外によるもの</u></p> <p><u>a 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> 34,400</p>			<p>ア 一戸建て住宅のとき。</p> <p><u>(ア) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> 34,400円</p> <p><u>(イ) 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> 38,400円</p>

改正後				改正前			
			<p><u>円</u></p> <p><u>b 当該住宅</u></p> <p><u>の床面積の</u></p> <p><u>合計が200</u></p> <p><u>平方メート</u></p> <p><u>ル以上のも</u></p> <p><u>の 38,400</u></p> <p><u>円</u></p> <p><u>イ 一戸建て住</u></p> <p><u>宅以外の建築</u></p> <p><u>物のうち住宅</u></p> <p><u>部分に係る申</u></p> <p><u>請のとき。</u></p> <p><u>(ア) 誘導仕</u></p> <p><u>様基準によ</u></p> <p><u>るもの</u></p> <p><u>a 当該部分</u></p> <p><u>の床面積</u></p> <p><u>(共同住宅</u></p> <p><u>の申請を行</u></p> <p><u>うときは、</u></p> <p><u>当該申請に</u></p> <p><u>係る床面積</u></p> <p><u>から共用部</u></p> <p><u>分の床面積</u></p> <p><u>を除いた床</u></p> <p><u>面積をい</u></p> <p><u>う。以下</u></p> <p><u>(ア) にお</u></p>				<p><u>イ 一戸建て住</u></p> <p><u>宅以外の建築</u></p> <p><u>物のうち住戸</u></p> <p><u>ごとの申請の</u></p> <p><u>とき。</u></p> <p><u>(ア) 当該住</u></p> <p><u>戸の床面積</u></p> <p><u>の合計が</u></p> <p><u>300平方メ</u></p> <p><u>ートル未満</u></p> <p><u>のもの</u></p> <p><u>69,100円</u></p> <p><u>(イ) 当該住</u></p> <p><u>戸の床面積</u></p> <p><u>の合計が</u></p> <p><u>300平方メ</u></p> <p><u>ートル以上</u></p> <p><u>2,000平方</u></p> <p><u>メートル未</u></p> <p><u>満のもの</u></p> <p><u>116,000円</u></p>

改正後				改正前			
			<u>いて同じ。)</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル未満</u> <u>のもの</u> <u>38,000円</u> <u>b 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>66,000円</u> <u>c 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>118,000円</u> <u>d 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u>				<u>(ウ) 当該住</u> <u>戸の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>196,000円</u> <u>(エ) 当該住</u> <u>戸の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>281,000円</u>

改正後				改正前			
			<u>上のもの</u> <u>179,000円</u> <u>(イ) 誘導仕</u> <u>様基準以外</u> <u>によるもの</u> <u>a 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル未満のも</u> <u>の 69,100</u> <u>円</u> <u>b 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>116,000円</u> <u>c 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u>				

改正後					改正前				
			<u>196,000円</u> <u>d 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>281,000円</u>						<u>ウ 一戸建て住</u> <u>宅以外の建築</u> <u>物のうちの一</u> <u>建築物の住宅</u> <u>部分に係る申</u> <u>請のとき。</u> <u>(ア) 当該部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル未満</u> <u>のもの</u> <u>69,100円</u> <u>(イ) 当該部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u>

改正後					改正前				
			<p><u>ウ</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係るモデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物および省令第10条第1号イ(1)の</p>				<p><u>116,000円</u> <u>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>196,000円</u> <u>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> <u>281,000円</u></p>		
							<p><u>エ</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち<u>一の建築物</u>の非住宅部分に係るモデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物および省令第10条第</p>		

改正後				改正前			
			<p>屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が</p>				<p>1号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。）による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 87,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が</p>

改正後				改正前			
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 110,700円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以				300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 110,700円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以

改正後				改正前			
			<p>上10,000平方メートル未満のもの 309,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 435,000円</p> <p><u>エ</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー</p>				<p>上10,000平方メートル未満のもの 309,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 371,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 435,000円</p> <p><u>オ</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち<u>一の建築物</u>の非住宅部分に係る標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した</p>

改正後				改正前			
			<p>一消費量および屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合の申請のとき</p> <p>(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大</p>				<p>一次エネルギー消費量および屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項において同じ。)による場合の申請のとき</p> <p>(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1項第1号ただし書に規定す</p>

改正後				改正前			
			<p>臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項において同じ。)</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が</p>				<p>る国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項において同じ。)</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が</p>

改正後					改正前				
			300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 284,400円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以					300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 284,400円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円 (オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以	

改正後				改正前			
		<p>上10,000平方メートル未満のもの 646,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>				<p>上10,000平方メートル未満のもの 646,000円 (カ) 当該部分の床面積の合計が 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 871,000円</p>	
60の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積に	変更認定申請のとき。	60の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（ <u>一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額</u> （共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に	変更認定申請のとき。

改正後			改正前		
		より算出した額とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。）を行う場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額（性能向上計画認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の手数料の額は、前項に掲げる			係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額） <u>および非住宅部分の額を合算した額（住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。）とし、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とし、住宅部分および非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分</u>

改正後			改正前		
		額と同額))とし、認定申請に併せて同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の手数料を加えた額)に相			<u>の床面積の合計とみなして算出した額</u> とし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。)を行う場合の手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額(性能向上計画認定を受けた計画に、新たに他の建築物を加える場合の手数

改正後				改正前			
		当する額を加えた額				料の額は、前項に掲げる額と同額)とし、認定申請に併せて同法第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について1の項に掲げる額(認定申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに1の2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について2の項または3の項に掲げる額の	

改正後					改正前				
			<p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。</p> <p>3,700円</p>				<p>手数料を加えた額)に相当する額を加えた額</p> <p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。</p> <p>3,700円</p> <p><u>イ 一戸建て住宅以外の建築物のうち住戸ごとの申請のとき。</u></p> <p><u>(ア) 当該住戸の床面積の合計が300平方メ</u></p>		

改正後					改正前					
								<u>一ト</u> ル未満 <u>のもの</u> <u>6,900円</u> <u>(イ) 当該住</u> <u>戸の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>15,000円</u> <u>(ウ) 当該住</u> <u>戸の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>32,000円</u> <u>(エ) 当該住</u> <u>戸の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>57,000円</u>		
			<u>イ</u> 一戸建て住					<u>ウ</u> 一戸建て住		

改正後				改正前			
			<p>宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>				<p>宅以外の建築物のうち<u>一の建築物</u>の住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 6,900円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 15,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</p>

改正後				改正前			
			<p>32,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p> <p>57,000円</p> <p><u>立</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>6,900円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>				<p>32,000円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</p> <p>57,000円</p> <p><u>エ</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち<u>一の建築物の</u>非住宅部分に係る申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p> <p>6,900円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</p>

改正後				改正前			
			11,800円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 (エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 (オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円 (カ) 当該部				11,800円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 19,100円 (エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円 (オ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円 (カ) 当該部

改正後				改正前			
			分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 113,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 141,000円 (2) 第1号以外 の場合 ア 一戸建て住 宅のとき。 <u>(ア) 誘導仕 様基準によ るもの</u> <u>a 当該住宅</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が200</u> <u>平方メート</u> <u>ル未満のも</u> <u>の 14,000</u> <u>円</u>				分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 113,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 141,000円 (2) 第1号以外 の場合 ア 一戸建て住 宅のとき。 <u>(ア) 当該住</u> <u>宅の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>200平方メ</u> <u>ートル未満</u> <u>のもの</u> <u>24,200円</u> <u>(イ) 当該住</u> <u>宅の床面積</u> <u>の合計が</u>

改正後				改正前			
		<u>b 当該住宅</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が200</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上のも</u> <u>の 15,000</u> <u>円</u> <u>(イ) 誘導</u> <u>仕様基準以</u> <u>外によるも</u> <u>の</u>				<u>200平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>のもの</u> <u>27,000円</u>	
		<u>a 当該住宅</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が200</u> <u>平方メート</u> <u>ル未満のも</u> <u>の 24,200</u> <u>円</u>					
		<u>b 当該住宅</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が200</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上のも</u> <u>の 27,000</u> <u>円</u> <u>イ 一戸建て住</u> <u>宅以外の建築</u> <u>物のうち住宅</u> <u>部分に係る申</u>				<u>イ 一戸建て住</u> <u>宅以外の建築</u> <u>物のうち住戸</u> <u>ごとの申請の</u>	

改正後				改正前			
		<p><u>請のとき。</u> <u>(ア) 誘導仕</u> <u>様基準によ</u> <u>るもの</u> <u>a 当該部分</u> <u>の床面積</u> <u>(共同住宅</u> <u>の申請を行</u> <u>うときは、</u> <u>当該申請に</u> <u>係る床面積</u> <u>から共用部</u> <u>分の床面積</u> <u>を除いた床</u> <u>面積をい</u> <u>う。以下</u> <u>(ア) にお</u> <u>いて同じ。)</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル未満</u> <u>のもの</u> <u>26,000円</u> <u>b 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上</u> <u>2,000平方</u></p>				<p><u>とき。</u> <u>(ア) 当該住</u> <u>戸の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル未満</u> <u>のもの</u> <u>48,500円</u> <u>(イ) 当該住</u> <u>戸の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>81,000円</u> <u>(ウ) 当該住</u> <u>戸の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>138,000円</u> <u>(エ) 当該住</u> <u>戸の床面積</u> <u>の合計が</u></p>	

改正後				改正前			
			<u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>46,000円</u> <u>c 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>83,000円</u> <u>d 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>125,000円</u> <u>(イ) 誘導仕</u> <u>様基準以外</u> <u>によるもの</u> <u>a 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル未満のも</u> <u>の 48,500</u> <u>円</u>				<u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>197,000円</u>

改正後				改正前			
			<u>b 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が300</u> <u>平方メート</u> <u>ル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>81,000円</u>				
			<u>c 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>138,000円</u>				
			<u>d 当該部分</u> <u>の床面積の</u> <u>合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>197,000円</u>				<u>ウ 一戸建て住</u> <u>宅以外の建築</u> <u>物のうちの</u> <u>建築物の住宅</u>

改正後					改正前				
							<u>部分に係る申</u> <u>請のとき。</u> <u>(ア) 当該部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル未満</u> <u>のもの</u> <u>48,500円</u> <u>(イ) 当該部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>300平方メ</u> <u>ートル以上</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>81,000円</u> <u>(ウ) 当該部</u> <u>分の床面積</u> <u>の合計が</u> <u>2,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上5,000平</u> <u>方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>138,000円</u> <u>(エ) 当該部</u> <u>分の床面積</u>		

改正後					改正前					
			<p><u>ウ</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係るモデル建物法による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円</p>				<p><u>エ</u> 一戸建て住宅以外の建築物のうち<u>一の建築物</u>の非住宅部分に係るモデル建物法による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 61,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 77,600円</p>	<p><u>の合計が</u> <u>5,000平方</u> <u>メートル以</u> <u>上のもの</u> <u>197,000円</u></p>		

改正後				改正前			
			(ウ) 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円				(ウ) 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
			(エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円				(エ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
			(オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円				(オ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
			(カ) 当該部分の床面積				(カ) 当該部分の床面積

改正後				改正前			
			<p>の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 305,000円</p> <p><u>エ</u> 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち非住 宅部分に係る 標準入力法等 による場合の 申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 159,100円</p>				<p>の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 260,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 305,000円</p> <p><u>オ</u> 一戸建て住 宅以外の建築 物のうち<u>一の</u> <u>建築物</u>の非住 宅部分に係る 標準入力法等 による場合の 申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 159,100円</p>

改正後				改正前			
			(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円				(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 199,200円
			(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円				(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
			(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円				(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
			(オ) 当該部分の床面積				(オ) 当該部分の床面積

改正後				改正前			
		の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 453,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 535,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 610,000円				の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 453,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 535,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 610,000円	
60の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、当該申請に係	認定申請のとき。	60の6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（ <u>住宅部分の額</u> （共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、	認定申請のとき。

改正後				改正前			
合している旨の認定の申請に対する審査		<p>る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額)</p> <p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。 5,100円</p> <p>イ 一戸建て住</p>		合している旨の認定の申請に対する審査		<p>当該申請に係る床面積から当該共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額) <u>および非住宅部分の額を合算した額(住宅部分または非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。)</u></p> <p>(1) 認定申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合</p> <p>ア 一戸建て住宅のとき。 5,100円</p> <p>イ 一戸建て住</p>	

改正後				改正前			
			宅以外の建築物の住宅部分のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円 (エ) 当該部				宅以外の建築物の住宅部分のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,700円 (イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 21,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 46,000円 (エ) 当該部

改正後				改正前			
			分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 81,000円 ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物の非住宅部 分のとき。 (ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 9,700円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 1,000平方 メートル未 満のもの 16,700円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が				分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 81,000円 ウ 一戸建て住 宅以外の建築 物の非住宅部 分のとき。 (ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 9,700円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 1,000平方 メートル未 満のもの 16,700円 (ウ) 当該部 分の床面積 の合計が

改正後				改正前			
			1,000平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満のもの 27,100円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 80,400円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 128,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以				1,000平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満のもの 27,100円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 80,400円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 128,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以

改正後				改正前			
			<p>上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p> <p>(2) 第1号以外の場合 ア 一戸建て住宅のうち性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が 200平方メ</p>				<p>上25,000平方メートル未満のもの 161,000円 (キ) 当該部分の床面積の合計が 25,000平方メートル以上のもの 201,000円</p> <p>(2) 第1号以外の場合 ア 一戸建て住宅のうち性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)および同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が 200平方メ</p>

改正後				改正前			
			<p>一トル未満のもの 34,400円 (イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のももの 38,400円</p> <p>イ 一戸建て住宅のうちモデル住宅法（省令<u>第1条第1項第2号イ(2)</u>および同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のももの 17,700円 (イ) 当該部</p>				<p>一トル未満のもの 34,400円 (イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル以上のももの 38,400円</p> <p>イ 一戸建て住宅のうちモデル住宅法（省令<u>第1条第1項第2号イ(2)(i)</u>および同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合の申請のとき。 (ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のももの 17,700円 (イ) 当該部</p>

改正後				改正前			
			<p>分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,100円</p> <p>ウ 一戸建て住宅のうち仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)および同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この項において同じ。） <u>または誘導仕様基準</u>による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積</p>				<p>分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,100円</p> <p>ウ 一戸建て住宅のうち仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)および同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この項において同じ。） による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が200平方メ</p>

改正後				改正前			
			<p>の合計が 200平方メ ートル以上 のもの 19,100円</p> <p>エ 一戸建て住 宅以外の建築 物の住宅部分 であって性能 基準（省令第 <u>1条第1項第 2号イ(1)</u> および同号ロ (1)または 同項第3号に 定める基準を いう。)によ る場合の申請 のとき。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 69,100円</p> <p>(イ) 当該部 分の床面積 の合計が</p>				<p>一トール以上 のもの 19,100円</p> <p>エ 一戸建て住 宅以外の建築 物の住宅部分 であって性能 基準（省令第 <u>1条第1項第 2号イ(1)</u> <u>(i) もしく は(ii)</u> お よび同号ロ (1)または同 項第3号に定 める基準をい う。)による 場合の申請の とき。</p> <p>(ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 69,100円</p> <p>(イ) 当該部 分の床面積 の合計が</p>

改正後				改正前			
		300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 116,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの 281,000円 オ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であってフロア入力法（省令 <u>第1条第1項第2号イ</u>				300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 116,000円 (ウ) 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 196,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートル以上のもの 281,000円 オ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であってフロア入力法（省令 <u>第1条第1項第2号イ</u>	

改正後			改正前		
		<p><u>(2)</u> および同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</p>			<p><u>(2)(ii)</u> および同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合の申請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 58,000円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル</p>

改正後				改正前			
			<p>未満のもの 104,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 157,000円 カ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であって仕様基準<u>または誘導仕様基準</u>による場合の申請のとき。</p>				<p>未満のもの 104,000円 (エ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 157,000円 カ 一戸建て住宅以外の建築物の住宅部分であって仕様基準による場合の申請のとき。<u>この場合において、共同住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積により手数料の額を算出する。</u> (ア) 当該部分の床面積</p>
			(ア) 当該部				

改正後				改正前			
			<p>分の床面積 <u>(共同住宅 の申請を行 うときは、 当該申請に 係る床面積 から共用部 分の床面積 を除いた床 面積をい う。(イ) から(エ) までにおい て同じ。)</u> の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 33,100円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 58,000円 (ウ) 当該部</p>				<p>の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 33,100円 (イ) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル以上 2,000平方 メートル未 満のもの 58,000円 (ウ) 当該部 分の床面積</p>

改正後				改正前			
			分の床面積 の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 104,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 157,000円 キ 一戸建て住 宅以外の建築 物の非住宅部 分であってモ デル建物法に よる場合の申 請のとき。 (ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 87,100円				の合計が 2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 104,000円 (エ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上のもの 157,000円 キ 一戸建て住 宅以外の建築 物の非住宅部 分であってモ デル建物法に よる場合の申 請のとき。 (ア) 当該部 分の床面積 の合計が 300平方メ ートル未満 のもの 87,100円 (イ) 当該部

改正後				改正前			
			(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円				分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,700円
			(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円				(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
			(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円				(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
			(オ) 当該部分の床面積				(オ) 当該部分の床面積の合計が

改正後				改正前			
			<p>の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 309,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 371,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 435,000円 ク 一戸建て住 宅以外の建築 物の非住宅部 分であって標 準入力法等に よる場合の申</p>				<p>5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 309,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 371,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの 435,000円 ク 一戸建て住 宅以外の建築 物の非住宅部 分であって標 準入力法等に よる場合の申 請のとき。</p>

改正後				改正前			
			<p>請のとき。</p> <p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が</p>				<p>(ア) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 227,100円</p> <p>(イ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 284,400円</p> <p>(ウ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円</p> <p>(エ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方</p>

改正後				改正前			
			2,000平方 メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 763,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以				メートル以 上5,000平 方メートル 未満のもの 523,700円 (オ) 当該部 分の床面積 の合計が 5,000平方 メートル以 上10,000平 方メートル 未満のもの 646,000円 (カ) 当該部 分の床面積 の合計が 10,000平方 メートル以 上25,000平 方メートル 未満のもの 763,000円 (キ) 当該部 分の床面積 の合計が 25,000平方 メートル以 上のもの

改正後				改正前			
		上のもの 871,000円				871,000円	
<p><u>付 則</u> <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>							